

三次市立十日市小・中学校等改築

基本計画(原案)

令和6年●月

三次市教育委員会

目次

I	施設整備の基本計画	1
II	施設整備の考え方	3
III	諸室構成	7
IV	施設配置について	9
V	事業手法案	10
VI	概算事業費	10
VII	事業スケジュール	10

基本計画は、基本構想で定めた方針を、より具体化した考え方を示すものです。

I 施設整備の基本計画

基本構想(たたき台)で示した「基本的な考え方」の項目ごとに、具体的な考え方を示します。

1 安全・安心な学校

(安全・安心)

- ① 児童生徒・教職員の安全・安心な学び・暮らしが確保できる施設にするとともに、徒歩、自転車、自家用車等による通学・通勤手段における安全性を確保します。
- ② 地域との一体感を考慮しつつ、周辺との境界を明確にし、不審者侵入防止や死角を極力減らすなど、セキュリティに配慮します。
- ③ 児童生徒をはじめ、来客や地域の方の出入口等にも工夫を行います。
- ④ 緊急時においては、各教室から教職員室や事務室、また校舎を配置する敷地と離れた敷地等において連絡が取れるよう計画します。
- ⑤ 非常時には、児童生徒等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保します。
- ⑥ すべての児童生徒等が、支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、スロープ、手すり、トイレ等のバリアフリー化を推進します。
- ⑦ 統一性があり空間と調和したサイン計画とし、什器や備品等はユニバーサルデザインに配慮します。
- ⑧ 計画敷地内を横断する市道の扱いについては、児童生徒等の安全性も含めて検討します。

(防災)

- ① 浸水被害を想定した諸室、設備の配置を行います。
- ② 災害時には地域の避難所としての役割を担うことから、高齢者や障害者等多様な住民の利用を想定した施設とします。

(環境)

- ① シックハウス(揮発性化学物質)対策に十分配慮し、学校環境衛生基準に基づき適切に換気ができるよう計画します。
- ② 建物は、自然採光や自然換気を考慮し、明るく開放感のある親しみやすいデザインと

します。

- ③ 市街地に立地していること、河川にも近いことから、周辺の景観及び環境に配慮します。
- ④ 木の温もりを感じられる、豊かで快適な学習環境を形成するため、木材利用に配慮します。

2 主体性を育む学校

(情報化対応)

- ① 多様化、高度化する社会に対応するため、多目的に利用できる「メディアセンター」など、ICT教育環境に配慮した整備を行います。
- ② ICT機器等が円滑に活用できる通信ネットワーク環境を整備します。

(柔軟性・可変性)

- ① 児童生徒が多様な学びに取り組めるよう、利便性や機能性などに配慮し、教育方法の変化等に柔軟に対応できるよう計画します。

(小中連携)

- ① 小学校と中学校のエリアをある程度区分した上で、児童生徒が様々な場面でお互いの姿が見える施設・空間づくりを重視し、小中学校の連携が円滑に進むよう計画します。

3 多様なつながりで共創する学校

(ひらく学び)

- ① 十日市中学校区内の各学校の児童生徒の交流により、小中一貫教育の充実を図るため、多目的室等を活用します。
- ② 学校、家庭、地域等が連携・協働して取り組む、コミュニティ・スクールを推進するための機能やスペースを取り入れます。
- ③ 屋外運動場、屋内運動場等は地域開放も考慮し、必要な設備等を検討します。

4 効率的・効果的な施設・設備の配置と運用

(コスト面)

- ① 施設、設備が過大・過剰にならないよう配慮し、可能な限り兼用・共用できるようにすることで、効率的・効果的、かつ経済的な施設として計画します。

- ② 学校の整備にあたっては、原則として仮校舎をつくらない整備を計画します。段階的に校舎等を建て替えることが想定される場合は、学校運営に与える影響が最小限になるよう配慮します。
- ③ 省エネルギー、省資源を考慮し、ランニングコストを抑え、維持管理の行いやすい施設・設備とします。
- ④ 自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減に配慮します。

(生活・学習環境)

- ① 長く使い続ける施設として、将来の児童生徒数の変動及び時代の変化に対応できるよう、間取りの変更等柔軟性を持たせた構造とします。
- ② 設計時には、児童生徒の意見を取り入れるよう取り組みます。
- ③ 教職員にとっても働きやすい環境を整備します。

Ⅱ 施設整備の考え方

諸室については、学校教育法第三条の規定に基づき定められている「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」、また学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において必要となる留意事項を示した「小学校施設整備指針」、「中学校施設整備指針」を基本とします。

1 校舎等の配置について

- ① 計画敷地が離れていることを考慮し、校舎等の施設については、機能的かつ効率的な施設配置を行うとともに、日照確保を考慮した施設配置とします。
- ② 児童生徒(特に小学校低学年)の移動に配慮した配置とします。
- ③ 十日市保育所、十日市こども集会所(放課後児童クラブ)等の周辺環境に配慮します。

2 屋内施設について

(1) 普通教室エリア

① 普通教室・オープンスペース

ア 小学校で18教室分、中学校で9教室分の普通教室を整備します。

イ 収納・タブレット置き場などを考慮します。

ウ 小学校、中学校で必要な諸室を整備しながら、共用することにより小中一貫した教育を実現しやすい施設を整備します。

エ 成果の発表やグループ学習、また個別学習など多様な学習形態に対応できる多目的室等

のスペースを計画します。

オ 学年を超えた交流や児童生徒の自主的な使い方を促す施設を計画します。

カ 周囲の教室への音環境に十分配慮した計画を行います。

② 特別教室

ア 教科によっては、教室を小中学校で共用するなど、スペースの有効活用を図ります。

イ 学年ごと、教科ごとに児童生徒の成長や多様な学習内容、学習方法に対応した教室及び教室周辺の空間となるよう計画します。

③ 特別な配慮を要する児童生徒の関係室

ア 特別支援教室は、他の児童生徒の交流や協働的な学びを考慮し、普通教室や特別教室、その他オープンスペース等との関連に留意して計画します。

イ 個別指導等にも活用できるよう、教室内を細分化できるなど可変性の高い仕様ができるように配慮します。

ウ 移動面やトイレに近接させるなど配置に配慮します。

④ その他

ア 児童生徒の更衣に配慮したスペースを計画します。

イ 児童会室、生徒会室の機能配置を検討します。

(2) 管理エリア

① 校長室

ア 校長室は小中学校それぞれに個別の配置を計画します。

イ 職員室や事務室と近接した場所とします。

② 職員室

ア 校長室、事務室、印刷室等と近接させ、相互連携を考慮した空間配置とします。

イ 職員室は小中学校で1つのスペースを共用します。

ウ 児童生徒が気軽に相談等に訪れることができるよう、開放的な空間設計を行います。

エ 教職員会議が円滑にできるような設備やICT機器を整備します。

オ 執務エリアや児童生徒との相談エリア、また休憩・療養等ができるレストエリアなど、目的に応じた適切なゾーニングを計画します。特に、レストエリアは教職員のプライバシーに配慮します。

カ その他、職員室まわりには、更衣室、給湯室、倉庫、書庫等、教職員の働きやすい快適な環境を整備します。

③ 事務室・印刷室

- ア 事務室、印刷室は小中学校で1つのスペースを共用します。
- イ 印刷室は、職員が利用しやすいよう職員室及び事務室に近接した場所とします。
- ウ 事務室には、共同事務が運営できるスペースを確保します。

④ 保健室

- ア 保健室は小中学校それぞれに個別の配置を計画します。
- イ シャワーや更衣室、洗濯スペースを確保します。
- ウ 救急搬送や保護者への受け渡しなどに配慮し、車両がアクセスしやすい配置とします。

⑤ 会議室・相談室

- ア 管理諸室との連携に配慮します。
- イ 相談しやすい環境を確保するため、相談スペースの配置に配慮します。
- ウ その他、相談室兼会議室として保護者相談のほか、学校に行きづらい子どもの放課後対応等多様な使用ができるよう計画します。

⑥ その他諸室

- ア 校内放送用の放送室は、小中学校それぞれで放送できるよう工夫します。
- イ 児童生徒の動画制作や教職員の授業コンテンツの作成などに活用できるような設備を検討します。
- ウ 給食配送車が横付けできる場所に給食受室を設け、2階以上のフロアに配膳室を整備します。

(3) 図書室

- ① 児童生徒がよく通るアクセスしやすい場所に配置し、本に親しみやすい環境を整えます。
- ② 図書室は、空間的、機能的に他の空間と相互に関連付けて配置するとともに、図書とICTを相互に利用できるメディアセンターとして、多様な学習ができる環境を整えます。
- ③ 児童生徒が本を身近に感じられるよう、図書室以外の場所にも閲覧コーナーなどを配置します。

(4) 屋内運動場・武道場

※検討中

3 屋外施設について

(1) 屋外運動場について

- ① 計画敷地が限られている中でも、体育の授業や運動会等の活動ができるよう、使いやすい整形な形状を確保します。
- ② 体力面等の特性に配慮し、主に小学校用と主に中学校用の2つの屋外運動場を整備します。
- ③ 表層は、けがの防止、維持管理のしやすさ、砂埃の飛散防止、水はけなどに配慮します。
- ④ 倉庫、遊具、水道、トイレなどの付帯施設について、利用しやすい位置に整備します。

(2) プール

※検討中

(3) 駐輪場・駐車場・ロータリー等

- ① 駐輪場は利用台数に対応した広さとし、校舎までの動線に配慮します。
- ② 駐車場は利用台数に対応した広さとし、来客用や地域の方の利用等も考慮した配置とします。
- ③ 学校や保育所等への送迎に配慮したロータリーや通り抜け動線とし、周辺道路に渋滞等の影響がないよう工夫します。
- ④ 学校へのアクセス等利便性向上のため、周辺の民間用地取得を検討します。

Ⅲ 諸室構成

施設一体型小中一貫校の諸室は、以下を想定します。

既存諸室の課題や見直し、学校施設としての機能面の拡充、既存施設の活用など、必要な機能について事業費も考慮し検討します。

1. 教室等

教室区分	室 名	室数	面 積
普通教室	普通学級	27	1教室
	特別支援学級等	6	1教室
	小計	33 + α	
特別教室	理科室(準備室含む)	要検討	2～2.5 教室程度
	生活科室(準備室含む)	1	
	音楽室(準備室含む)	要検討	
	家庭科室(準備室含む)	要検討	
	図工室(準備室含む)	1	
	技術室(準備室含む)	1	1.5～2 教室程度
	美術室(準備室含む)	1	1.5～2 教室程度
	調理・被服室(準備室含む)	要検討	1.5～2 教室程度
	外国語教室	1	1～1.5 教室程度
	図書室(メディアセンター含む)	1	要検討
	多目的室	1	要検討
	小計	7 + α	
学校教育施策に 用いる教室	教育相談室	要検討	0.5～1 教室程度
	通級学級等	要検討	要検討
	多目的教室	要検討	1.5～2 教室程度
	会議室・相談室	要検討	0.5～1 教室程度
	PTA活動室	要検討	0.5～1 教室程度
	児童会室・生徒会室	要検討	要検討
	地域ルーム	要検討	要検討
	小計	要検討	
合計		要検討	

2. 管理関係室等

教室区分	室名	室数	面積
管理関係室等	校長室	2	0.5～1 教室程度
	職員室	1	4～6 教室程度
	事務室	1	0.5～1 教室程度
	印刷室	1	要検討
	保健室	2	1～2 教室程度
	教職員用会議室	1	1 教室程度
	教職員用休憩室	1	0.5～1 教室程度
	更衣室	2(男女別)	要検討
	給湯室	1	要検討
	放送室	1	要検討
	用務員室	要検討	要検討
	教材資料室	要検討	要検討
	配膳室	要検討	要検討
	倉庫	要検討	要検討
	合計	13+ α	

3. 屋外運動場

(参考) 学校設置基準(平成14年文部科学省学省令第14号、15号)

児童生徒数	小学校 面積(m ²)	中学校 面積(m ²)
1～240	2,400	3,600
241～720	2400+10×(児童数－240)	3600+10×(生徒数－240)
721～	7,200	8,400

4. 屋内運動場

※検討中

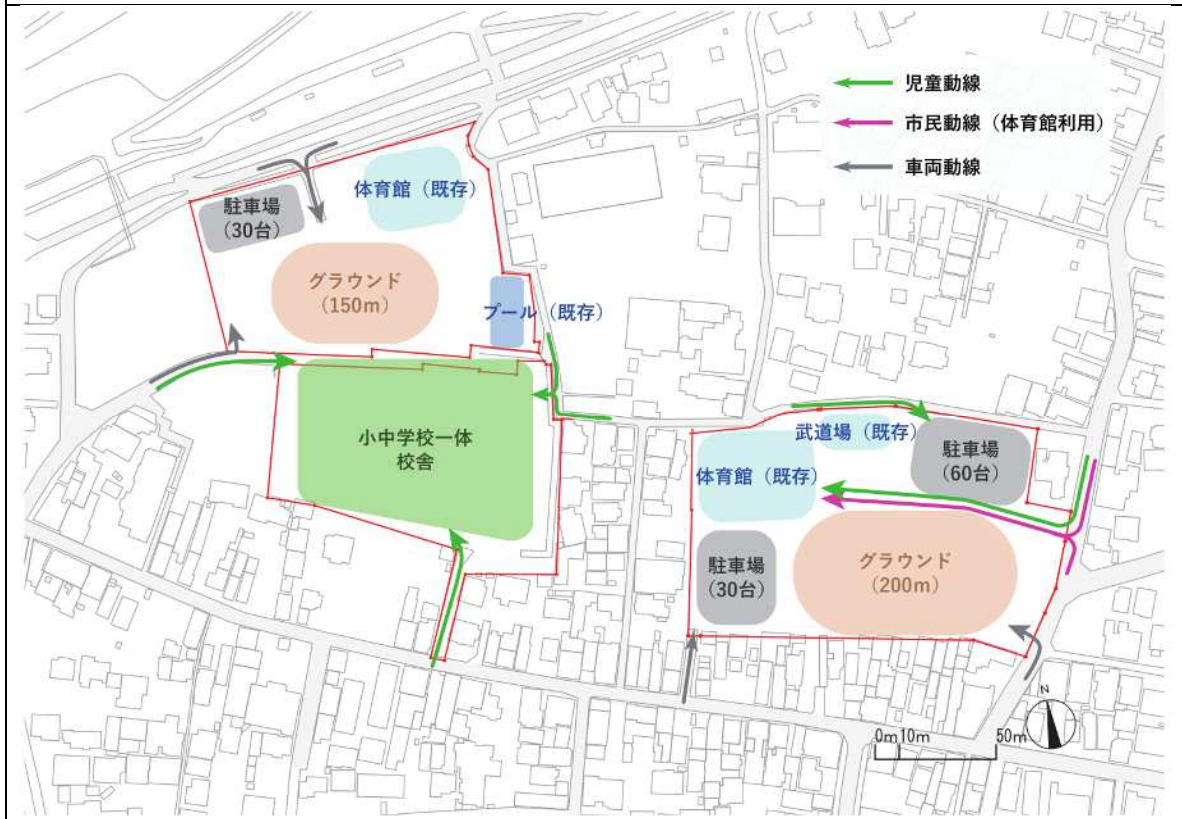
5. プール

※検討中

IV 施設配置について

今回の改築は、現在の敷地内で「施設一体型小中一貫校」を整備する計画です。敷地面積が限られており、また敷地が離れているという形状を考慮する必要があります。

配置ゾーニング概念図



■方針(案)

- 小学校校舎 → 小中学校一体として建替え(現小学校敷地)
- 小学校体育館 → 検討中
- 小学校プール → 検討中
- 中学校校舎 → 小中学校一体として建替え(現小学校敷地)
- 十日市体育館(中学校体育館) → 検討中
- 武道場 → 検討中
- 駐車場確保台数 教職員用概ね100台 + 来客・共同事務室など
- 小学校の校舎・グラウンド・体育館は近接(同一敷地内)させる

■メリット

- ・小学校は1敷地内で活動が完結(校舎～グラウンド～体育館)する。
- ・登下校動線と、通勤等の車両動線を区分することが可能。
- ・仮設校舎が不要。

■課題

- ・馬洗川堤防線からのスロープ車路があり、グラウンドの配置に制約がある。
- ・中学校は体育の時間等に東側のグラウンドや体育館への移動が想定される。
- ・現中学校の敷地に配置するグラウンドは、レーン外部に必要な余裕部分の大きさによっては、150m規格の検討が必要となる。

V 事業手法案

事業手法として、従来方式とDB(デザイン・ビルド)方式を比較検討します。

本事業は、小中学校を一体的に整備し、段階的に整備することを踏まえ、発注者や市民の意見が反映されやすく、事業の柔軟性が確保できる工夫が必要です。

	設計・施工分離発注方式【従来方式】	設計・施工一括発注方式【DB方式】
概 要	設計と施工を個別に別業者に発注する方式 設計事務所は委託契約書に基づき、基本設計・実施設計を行う 完成した設計図書に基づき競争入札などを行い、建設会社を選定する	基本設計をプロポーザル方式で設計事務所や建設コンサルタント会社などに委託した上で、実施設計と施工を一括して、建設会社などからなる建設共同企業体(JV)に発注する方式
(1) 発注者(市)や市民の意向が反映されるか	基本設計・実施設計の各段階で、発注者や市民の意向を確認しながら設計を進めることができるため、反映度合いは高い	基本設計での発注者や市民の意向確認は行えるが、基本設計後に発注資料を作成し建物要求水準が確定するため、実施設計において意向確認及び設計反映は行うことができない
(2) 品質の確保	発注者の意向を反映した設計図書を基に工事が行われるため、品質が確保されやすい	建設業者に偏った設計になりやすい
(3) 財政負担軽減	建設業者特有の技術によるコスト削減余地は小さい	建設業者特有の技術やノウハウが設計に活用でき、コスト削減の可能性がある一方、実施設計以降の変更に伴うコスト増は、発注者負担となる
(4) 事業の柔軟性	発注が段階的になるため、その時に応じた発注内容の調整が可能	実施設計以降の発注内容調整は困難

VI 概算事業費

※近年の建設事例を参考に概算事業費を記載

VII 事業スケジュール

※本事業の整備スケジュールを記載